

狭あい道路拡幅整備の改正条例骨子案を報告

22日、杉並区議会都市環境委員会が開催され、「杉並区狭あい道路拡幅整備条例」の改正骨子案が報告されました。この骨子案は、杉並区狭あい道路拡幅整備に関する審議会（高見澤邦郎会長・首都大学東京名誉教授）の答申に基づくもので、今後、区民意見の募集を経て、5月の区議会定例会に、条例改正案として上程する予定になっています。

杉並区狭あい道路拡幅整備に関する審議会への諮問事項は、次の2点です。

- (1) 私有財産である土地を道路状に整備する場合において、憲法29条（財産権）との関係について
- (2) 条例の実効性を確保するための手法について

審議会は、平成26年7月10日の第1回から昨年11月5日までに7回の審議を重ね、田中区長に答申を行いました。答申では、建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路の後退用地について「道路空間を確保させることは自明のことであり、道路空間上での通行の支障となる物件の設置を禁止することは公共の福祉に適合し、支障物件によっては代執行による除却も可能である。」との答申を受けました。

また、後退用地を区が道路状に整備をすることは、住民の受忍義務であるとの意見と、そこまでは求めるべきでないとの2つの意見が併記されました。

22日に開催された杉並区議会都市環境委員会に、狭あい道路拡幅整備条例の改正骨子案が報告されました。骨子案の主な改正点は次のとおりです。また、審議会で意見が併記となった区が道路整備することへの受忍義務については、3年を目途として条例の施行状況等を勘案して、改めて判断することとしています。

(1) 支障物件の設置禁止

区内の狭あい道路の中で最も道路延長の長い2項道路を対象として、支障物件の設置を禁止し、違反した者に対して除却等の措置を講ずる。

なお、支障物件の形態・大きさは多様であるため、中立・公平な判断を行うための調査・審議を行う第三者機関を設置する。

(2) 重点整備路線の指定

拡幅整備を行う必要性が特に高い路線を重点整備路線として指定し、拡幅整備の推進を図る。

(3) 拡幅整備の実施状況の公表

狭あい道路の拡幅整備の必要性について、区民等の理解を更に深めるため取組の実施状況を把握し、毎年度公表する。

改正骨子案は、3月1日に広報紙や区ホームページなどで公表し、区民等の意見提出手続きを実施し、5月の第2回区議会定例会に改正条例（案）として提案する予定になっています。

【報道機関 問い合わせ先】

都市整備部狭あい道路担当：電話 3312-2111 内線3471